

「瑞穂町はいじめを絶対に許しません！」

瑞穂町いじめ防止基本方針

平成26年9月(平成29年12月一部改定)

瑞穂町・瑞穂町教育委員会

「瑞穂町はいじめを絶対に許しません！」

はじめに

いじめは、児童・生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、精神と生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、いじめへの対応は教育委員会並びに学校における最重要課題の一つである。私たち一人一人が、「いじめは決して許されない。」「いじめはどの学校にも起こりうる。」という意識を常にもち、瑞穂町全体でいじめの問題に対峙しなければならない。

瑞穂町では、「**瑞穂町はいじめを絶対に許さない！**」を学校と瑞穂町教育委員会の合言葉として、「人権尊重」を全ての教育の基盤に据え、これまでもいじめ防止を図るために、いじめ防止担当者を全校に配置し、定期的にいじめ防止担当者会を開催するなど、瑞穂町としての取組の推進をしてきた。

いじめ防止対策推進法並びに東京都いじめ防止対策推進条例の施行、いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）を受け、改めて「いじめは決して許されない行為であり、社会全体の課題である」という認識の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「瑞穂町いじめ防止基本方針」を策定する。

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

瑞穂町いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、瑞穂町立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となる児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として、保護者・地域・関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。

(1) いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるように組織的に守り通す取組を徹底する。

(2) 児童・生徒の主体的な取組を支える。

いじめについて勇気をもって教員や保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、いじめを許さないという児童・生徒からの主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的な対応

教員一人一人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

- ・学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるために、保護者や地域、関係各機関との連携を深め、社会全体で問題解決に向けての取組を進める。
 - ・保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での指導等を通して、規範意識を養うことに努め、児童・生徒をいじめから保護する。
- また、いじめの情報を得た場合には、速やかに学校や教育委員会に連絡、相談するなど、いじめ防止等の取組に協力するように努める。

4 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「瑞穂町いじめ防止基本方針」を基に、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- ・学校は、当該学校における「いじめ防止等に関する措置」を実行的に行うために「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- ・重大事態が発生した場合には、瑞穂町教育委員会又は当該学校に「いじめ問題調査委員会」を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許さない。」という学校全体の雰囲気醸成する。
- ・道徳や人権教育等の充実により、いじめに向かわない態度や心の育成を図る。
- ・児童・生徒がいじめについて学び、主体的に防止する取組の推進を図る。
- ・年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。
- ・児童・生徒や保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ・適切な情報の提供や発信により、家庭・関係機関との緊密な連携・協力関係を構築する。
- ・管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。
- ・学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。

(2) 早期発見

- ・日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように注意を払う。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、常に実態把握に努める。
また、児童・生徒が相談しやすい体制の整備を図る。
- ・チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。
- ・児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。

(3) いじめへの対応

- ・いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的な体制を整え、教職員全員が共通理解をしたうえで指導を行う。
- ・いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から、3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。
- ・いじめをした児童・生徒には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。
- ・当該児童・生徒の保護者と連携を図りながら、歩調を合わせた指導を進める。
また、状況によっては、当該児童・生徒、保護者への支援や助言を行う。
- ・必要に応じて、関係機関や専門家等と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに瑞穂町教育委員会に報告し、連携をとりながら、調査等の対応を行う。瑞穂町教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

重大事態の例示

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合

5 瑞穂町教育委員会の取組

(1) いじめ問題対策委員会の設置

各学校の管理職並びにいじめ問題担当者により、いじめ問題対策委員会を設置する。本委員会において、いじめ問題に関する情報交換や情報の共有化を図り、いじめ防止に関する指導の統一と徹底を図る。

また、学校だけでは解決が困難な問題が発生した場合には、関係機関とも連携を図りながら対応を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめ発生状況や対応状況を調査・把握し、いじめ防止等への支援を行う。

また、日頃の学校訪問等を通して、いじめ防止等の取組に関して指導・助言を行う。

(3) 教員研修の実施

健全育成推進部会を中心に、いじめ問題への理解と対応についての研修会を行い、教職員の意識と力量の向上を図る。

(4) 教育相談体制の充実

都スクールカウンセラーとともに、瑞穂町独自の専任相談員を派遣し、よりきめ細やかで相談しやすい体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等、子供たちの健全育成に係わる関係機関や専門家と連携して学校を支援する。

(6) 重大事態発生時の対応

学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

同時に、調査した結果は瑞穂町教育委員会から町長に報告する。町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

<附則>

この方針は、平成26年9月1日から施行する。

<附則>

この方針の一部改正は、平成29年12月1日から施行する。